

約款 新旧対照表

2023年11月1日

「在庫スイートクラウド(パッケージ版)サービス契約約款」

※表中「旧約款表記」内青文字を「新約款表記」内赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第 6 条 （契約者の氏名等の変更および地位の承継）	2. 契約者が、合併・分割・ 営業譲渡 等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から 30 日以内に当社規定の書類を当社に提出し届け出るものとします。	2. 契約者が、合併・分割・ 事業譲渡 等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から 30 日以内に当社規定の書類を当社に提出し届け出るものとします。	表記が古いため修正しました。
第 8 条 （制限および禁止事項）	(1)第三者に対して、本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること	(1)第三者（ 契約者の業務委託先等、当社が許可した利用者を除きます ）に対して、本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること	制限および禁止事項の範囲を明確にするため修正しました。
第 11 条 （サポート業務について）	1. 当社は、本サービスの利用にあたり、契約者の管理者に対する操作方法および質問・問い合わせについて、 ファックスおよび 電話、インターネットメール、インターネットを経由したりリモート操作による回答業務を行います。 2. 当社は、契約者の管理者より報告をうけた不具合について、 ファックスおよび 電話、インターネットメール、インターネットを経由したりリモート操作による不具合復旧業務を行います。	1. 当社は、本サービスの利用にあたり、契約者の管理者に対する操作方法および質問・問い合わせについて、電話、インターネットメール、インターネットを経由したりリモート操作による回答業務を行います。 2. 当社は、契約者の管理者より報告をうけた不具合について、電話、インターネットメール、インターネットを経由したりリモート操作による不具合復旧業務を行います。	現状ではFAXによる問い合わせは実質利用されておらず、ペーパーレス化を推進するため削除しました。
第 12 条 （サポート業務対象除外）	第 11 条（サポート業務について）に定めたサポート業務の範囲外とし、以下に定める事項については対象除外 とします。	以下に定める事項については 第 11 条（サポート業務について）に定めたサポート業務の範囲外 とします。	説明を明瞭にするため修正しました。
第 12 条 （サポート業務対象除外）	（新設）	ただし、有償対応可能な事項については、別途定める価格表に基づき対応いたします。	カスタマイズ仕様書再発行の有料化に伴い追記しました。
第 12 条 （サポート業務対象除外）	(8)故意または重大な過失により発生した異常に対する復旧作業	(8) 契約者による 故意または重大な過失により発生した異常に対する復旧作業	対象を明確にするため修正しました。

第 1 2 条（サポート業務対象除外）	（新設）	（7）本ソフトウェアへのカスタマイズに関するドキュメントの再発行	カスタマイズ仕様書再発行の有料化に伴い、条文を追加しました。
第 1 7 条（当社が行う解約） 2.	(1)破産、特別清算、民事再生、 会社更生または会社整理 の申立てをなし、または他からその申立てをなされたとき	(1)破産、特別清算、民事再生、 または会社更生 の申立てをなし、または他からその申立てをなされたとき	「会社整理」は消滅した概念であるため表現を修正しました。
第 2 0 条（約款の変更）	当社は本約款の条項の内容を変更することができるものとし、本約款の条項の変更後における本サービスの利用料金、その他の提供条件は変更後の約款の条項によるものとします。また、本約款の条項を変更する場合、当社は、契約者に対し、当社のホームページその他当社が提供する手段により当該変更の内容について通知するものとしますが、 契約者の認識如何にかかわらず 、最新の約款が適用されるものとします。	当社は本約款の条項の内容を変更することができるものとし、本約款の条項の変更後における本サービスの利用料金、その他の提供条件は変更後の約款の条項によるものとします。また、本約款の条項を変更する場合、当社は、契約者に対し、 変更内容および効力発生日等 を当社のホームページその他当社が提供する手段により当該変更の内容について通知するものとします。 なお、効力発生日以降、契約者が本サービスを利用した場合には、契約者は本約款の変更に同意したとみなされます。	民法改正により、約款変更（約款変更時の同意の取り方）に関する説明を修正しました。
第 2 3 条（発行日）	この約款は 平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日 より効力を発するものとします。	この約款は 2 0 2 3 年 1 1 月 1 日 より効力を発するものとします。	本改定にともなう適用日を変更しました。 日付の表記を変更しました。
約款 別紙 ●サービス内容	(1)ヘルプデスク 当社は、本サービスの利用にあたり、契約者の管理者に対する操作方法および質問・問い合わせについて、 ファックスおよび 電話、インターネットメール、インターネットを経由したリモート操作による回答業務を行います。 (2)システム不具合対応 当社は、契約者の管理者より報告をうけた不具合について、 ファックスおよび 電話、インターネットメール、インターネットを経由したリモート操作による不具合復旧業務を行います。	(1)ヘルプデスク 当社は、本サービスの利用にあたり、契約者の管理者に対する操作方法および質問・問い合わせについて、電話、インターネットメール、インターネットを経由したリモート操作による回答業務を行います。 (2)システム不具合対応 当社は、契約者の管理者より報告をうけた不具合について、電話、インターネットメール、インターネットを経由したリモート操作による不具合復旧業務を行います。	第 1 1 条（サポート業務について）の変更に伴い修正しました。
約款 別紙 ●各種連絡先	（FAXによる問い合わせ方法を削除）	（FAXによる問い合わせ方法を削除）	第 1 1 条（サポート業務について）の変更に伴い修正しました。

約款 別紙 ●各種連絡先	(電話による問い合わせ方法を削除)	(電話による問い合わせ方法を削除)	正確に情報を収集し、迅速に対応するため、第一報はメールにて受け付けております。
-----------------	-------------------	-------------------	---